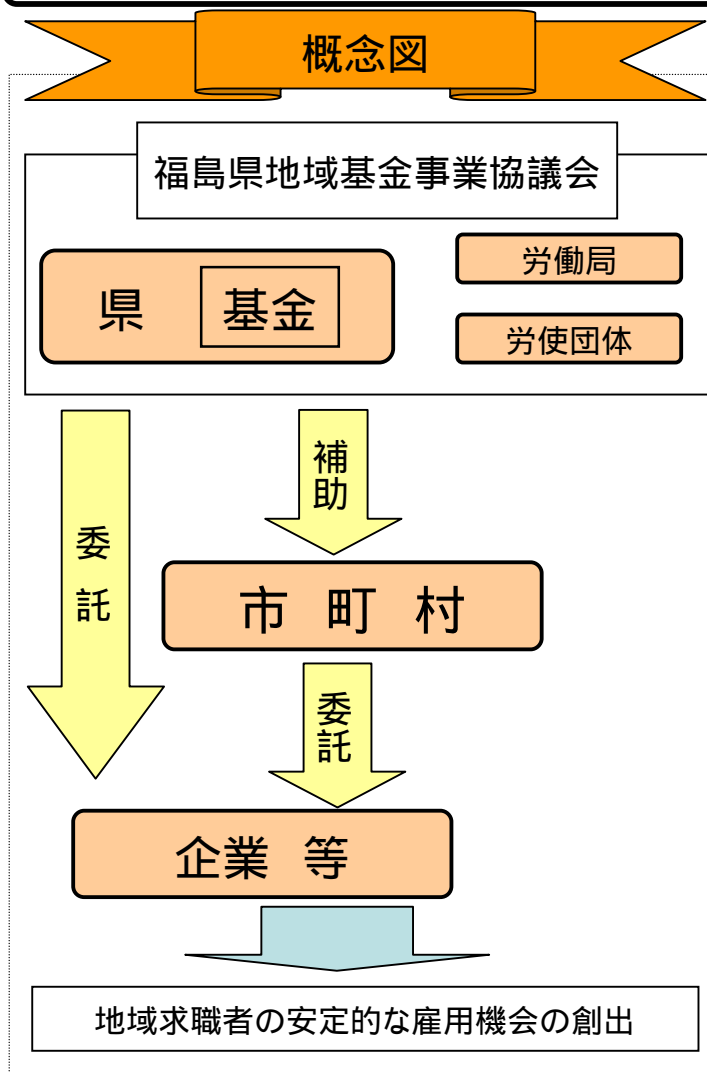


# ふるさと雇用再生特別基金事業

## ◆事業の趣旨

現下の雇用情勢が下降局面にあることから、国から新たに交付されるふるさと雇用再生特別交付金を基に造成した「ふるさと雇用再生特別基金」を活用し、県及び市町村が地域の实情に応じた事業を民間委託等により実施することにより、地域求職者に対して安定的な雇用機会の創出を図る。（事業実施期間：平成20年度～平成23年度）

## 概念図



## 基金事業の内容

地域内でニーズがあり、かつ、今後の地域の発展に資すると見込まれる事業のうち、雇用継続が見込まれる事業を委託事業により実施する。（実施期間：1年以上3年以内）

（主な具体的事業）

- ・県内企業就職支援事業
- ・国際観光推進事業
- ・街頭犯罪等抑止活動事業
- ・会津イノベーションカフェ事業
- ・高齢者食の自立支援事業 等

（事業の実施要件）

委託事業に係る経費のうち、新規雇用の失業者に向けられる人件費が2分の1以上

## 正規雇用化のための措置

- ・労働者と原則1年の雇用契約を締結し、必要に応じて更新を可能とする。
- ・本事業を実施するために雇い入れた労働者を、正社員として雇用する企業等に対して、交付金として一時金を支給する。

## 基金の規模・雇用創出効果

基金造成額 59億7千万円  
雇用創出効果  
3年間で最大2,400人を見込む。  
年度間配分：3カ年均等